

○萩市飲料水水質検査補助金交付要綱

平成20年4月1日

萩市飲料水水質検査補助金交付要綱（平成17年3月6日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市民が行う飲料水の水質検査の検査料を補助することにより、市民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。

（補助金）

第2条 補助金の対象となる事業の経費は、次の表の左欄に掲げる者が計量証明事業（水中の物質の濃度に係る事業）に登録をしている水質検査機関で、水質検査を実施したときに支払った検査料の額とし、その補助率及び最高限度額は同表の中欄及び右欄に掲げる率及び額とする。

区分	補助率	最高限度額
萩市の水道給水区域（簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設の供給を受ける区域を含む。）外の地域に住所を有する者で、かつ、市税の滞納のない者	1 / 2	10,000 円

（補助金の交付申請）

第3条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 検査水源地付近の見取図
- （2） 納税状況調査同意書（別記第2号様式）又は納税証明書
- （3） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定後、補助金交付請求書（別記第5号様式）による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第6条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） その他市長において必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の萩市飲料水水質検査補助金交付要綱（昭和47年萩市）、むつみ村飲料水水質検査補助金交付要綱（平成16年むつみ村）又は須佐町井戸水等水質検査事業補助金交付要綱（平成8年須佐町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。